

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 1月12日

許可の有効年月日 令和 9年 1月11日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）  
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

## 2. 許可の条件

以下余白

## 3. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 1月12日 当初許可

以下余白

## 4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



許可番号 00400101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2  
氏 名 株式会社テルスター  
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩



許可の年月日 令和3年6月10日  
許可の有効年月日 令和8年6月9日

## 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上9種類  
(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。以下余白)

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和3年6月10日許可

## 5 積替え許可の有無

有・無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター  
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄

許可の年月日  
許可の有効年月日令和3年8月24日  
令和8年8月23日

## 1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

## (2) 産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑨がれき類

（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上9種類

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 令和3年8月24日

5 積替え許可の有無 有・無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



様式第七号（第十条の二関係）

13433

許可番号 00801101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日

令和3年11月8日

許可の有効年月日

令和8年11月7日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：汚泥(\*6) (\*7)、廃油(\*5)、廃プラスチック類(\*1) (\*3) (\*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(\*1) (\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*1) (\*3) (\*6)、がれき類(\*3) 以上9種類

(※) 記載品目については、(\*1) 自動車等破碎物を除く、(\*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、

(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、

(\*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
令和3年11月8日	新規許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター  
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田富一



許可の年月日

平成30年 4月25日

許可の有効年月日

平成35年 4月24日

## 1. 事業の範囲

## (1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)



## (2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

## ① 積替えを除くもの。

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・がれき類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成30年 4月25日

## 5. 積替え許可の有無

有(無)

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成30年 3月22日

許可の有効期限 令和 5年 3月21日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃プラスチック類、③紙くず、④木くず、⑤繊維くず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

平成30年 3月22日 新規許可

令和 3年 1月18日 変更許可

様式第七号（第十条の二関係）

4 積替え許可の有無 有・ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  有・無

令和 4年 6月24日

指令産廃第9-50号

許可番号 01100101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

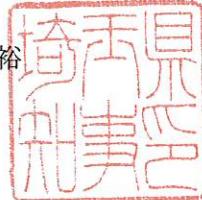
住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 6月24日

許可の有効年月日 令和 9年 5月 7日

### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類  
    廃プラスチック類(#1)  
    金属くず(#1)  
    ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)  
    以上3種類

※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件  
特になし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成24年 5月 8日	指令産廃第7-682号	新規許可
平成29年 5月26日	指令産廃第9-38号	更新許可
令和 4年 6月24日	指令産廃第9-50号	更新許可
	以下余白	

### 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

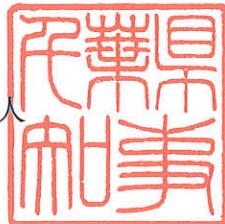
(以下余白)

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社・テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



千葉県知事 熊 谷 俊 人

許可の年月日 令和4年4月25日

許可の有効年月日 令和9年4月24日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、イ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

な し

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年4月25日 新規許可  
令和4年4月25日 更新許可

### 4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

#### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

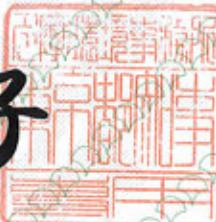
氏名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 3月12日

許可の有効年月日 令和 4年 3月11日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上8種類)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 24年 3月 12日 新規許可

平成 29年 3月 12日 更新許可 第1回

令和 3年 2月 19日 変更許可 種類の追加（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類）

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和4年6月21日  
(初回許可年月日 平成24年5月23日)

許可の有効年月日 令和9年5月22日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※2）、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、がれき類

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年6月21日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 米山 隆一



許可の年月日 平成30年 3月14日

許可の有効年月日 平成35年 3月13日

### 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成30年 3月14日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

(平成30年 3月14日 新規許可)

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2  
 氏 名 株式会社テルスター  
 (法人にあっては、名称 代表取締役 落 昌司  
 及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 石井 隆一



許可の年月日 令和元年9月25日  
 許可の有効年月日 令和6年9月24日

## 1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（これらのうち自動車等破碎物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、

水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、

特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（以上8種類）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

な し

## 3. 許可の条件

な し

## 4. 許可の更新又は変更の状況

## 5. 積替え許可の有無

無

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

### 備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。



許可番号第 01709101826 号

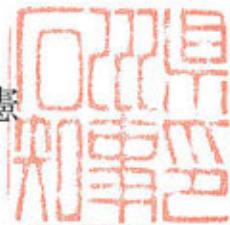
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目 19 番地の 2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許 可 の 年 月 日 令和元年 11 月 8 日

許可の有効年月日 令和 6 年 11 月 7 日

### 1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥<sup>\*1</sup>

廃プラスチック類<sup>\*2</sup>

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず<sup>\*2</sup>

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず<sup>\*2</sup>

がれき類

(\*1 : 水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(\*2 : 自動車等破碎物であるものを除く。)

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む以上 8 種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること ができる高さ

な し

### 3. 許可の条件

な し

### 4. 許可の更新又は変更の状況

な し

### 5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

### 6. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 01801101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司  
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許 可 の 年 月 日 令和元年11月20日  
許可の有効年月日 令和6年11月19日



### 1. 事業の範囲

積替保管の有無

**積替保管を含まない**

産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類 以上8種類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新または変更の状況

(1) 令和 元年11月20日 新規許可

### 5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

( 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 ) 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後 藤 斎



許可の年月日 平成30年4月16日

許可の有効年月日 平成35年4月15日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類、 以上 7種類 ※ただし、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

## 3 許可の条件

無し

## 4 許可の更新・変更の状況

平成30年 4月16日

新規許可

5 積替え許可の有無 有(無)

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有(無)



許可番号 2009101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許 可 の 年 月 日 平成 30 年 3 月 7 日

許可の有効年月日 平成 35 年 3 月 6 日

### 1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ がれき類

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）

以上いづれも特別管理産業廃棄物を除く。

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該 当 な し

### 3 許可の条件 な し

### 4 許可の更新又は変更の状況

・ 平成 30 年 3 月 7 日 新規許可

### 5 積替え許可の有無 有 な し

市名 該当なし 許可番号 該当なし

### 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 な し

許可番号 02100101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 2年 6月 2日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 1日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年 6月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 2年 6月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有  無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有  無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太

許可の年月日 令和2年 7月28日

許可の有効年月日 令和7年 7月27日



## 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
以上 3品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当しない

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 7月28日 新規許可  
令和2年 7月28日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号第 02300101826 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社 テルスター  
代表取締役 落 昌司 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 元 (2019) 年 6 月 17 日  
許可の有効年月日 令和 5 (2023) 年 2 月 19 日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年 2月20日 新規許可  
平成20年 3月26日 更新許可  
平成25年 3月13日 更新許可  
平成30年 3月16日 更新許可  
平成30年 3月16日 變更許可

許可番号第 02300101826 号

令和 元年 6月17日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ·

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

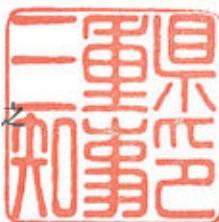
有 ·



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2  
 氏 名 株式会社テルスター  
       代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



三重県知事 一見 勝之

許 可 の 年 月 日 令和 3年12月22日  
 許可の有効年月日 令和 8年12月21日

### 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上7種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年12月22日 新規許可  
 平成23年12月22日 更新許可

平成28年12月22日 更新許可  
 平成30年 2月23日 変更許可

### 5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和2年7月15日

許可の有効年月日 令和7年7月14日

## 1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業  
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上3項目)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

「なし」

## 3. 許可の条件

「なし」

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年7月15日 新規許可  
令和2年7月15日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無 市名 一 許可番号 一

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有



様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 02600101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和2年7月6日

許可の有効年月日 令和7年7月5日

### 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）

②金属くず（自動車等破碎物を除く。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年7月6日：当初許可

令和2年7月6日：更新許可

### 5. 積替え許可の有無 有・

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 ④・無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 6 月 23 日

許可の有効年月日 令和 7 年 6 月 22 日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃プラスチック類
- 3 紙くず
- 4 木くず
- 5 繊維くず
- 6 金属くず
- 7 ガラスくず
- 8 がれき類

石綿含有産業廃棄物を除く

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上8種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月23日 当初許可

令和2年7月21日 更新許可

### 4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



許可番号 第 02803101826 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三

許可の年月日 令和2年7月14日

許可の有効年月日 令和7年7月13日



### 1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)

2. 金属くず

3. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)

以上 3 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年7月14日 新規許可

令和2年7月14日 更新許可

### 4. 積替え許可の有無 無

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 平成30年 2月20日

許可の有効年月日 平成35年 2月19日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

### 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上3種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

平成25年 2月20日 新規許可、  
平成30年 2月20日 更新許可、

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第03000101826号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

名 称 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許 可 の 年 月 日 平成30年 3月 5日

許可の有効年月日 平成35年 2月17日



### 1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- 1) 廃プラスチック類
- 2) 金属くず

- 3) ガラスくず

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるものなし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるものなし

積替え又は保管を含まない。

### 2. 積替え又は保管を行う施設 なし

### 3. 許可の条件 なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況 平成25年 2月18日 新規許可

### 5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井伸治



許可の年月日 平成31年1月14日

許可の有効年月日 平成36年1月13日

## 1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）	—
(2)	金属くず（自動車等破碎物を除く。）	—
(3)	ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）	—

以上3品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、いずれも水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

## (備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。

- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

## 3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成30年12月21日 更新許可

5. 積替え許可の有無  
鳥取市  無  有

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  有  無

許可番号 第03300101826号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2  
称 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許 可 の 年 月 日 平成30年11月21日

許可の有効年月日 平成35年11月20日

### 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月21日 新規許可  
平成30年11月21日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

## 取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—		—	
2	汚泥	—		—	
3	廃油	—		—	
4	廃酸	—		—	
5	廃アルカリ	—		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破碎物	—		—	
7	紙くず	—		—	
8	木くず	—		—	
9	繊維くず	—		—	
10	動植物性残さ	—		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	—		—	
13	金属くず	○		—	
	自動車等破碎物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破碎物	—		—	
15	鉱さい	—		—	
16	がれき類	—		—	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	—		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物 が含まれるかどうか	含まない	—
水銀使用製品産業廃棄物 が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等 が含まれるかどうか	含まない	—

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。  
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2  
氏名 株式会社 テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 平成30年12月9日  
許可の有効年月日 平成35年12月8日

### 1. 事業の範囲

#### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

#### 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配線板、廃プラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年12月18日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 3600101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和2年6月12日

許可の有効年月日 令和7年6月8日

### 1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（以上3種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月9日 新規許可  
令和2年6月12日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無



許可番号 03700101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

香川県知事 浜田恵造



許可の年月日 令和2年12月28日

許可の有効年月日 令和7年5月24日

## 1. 事業の範囲

(1)積替え又は保管の有無:積替え又は保管を含ます。

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥②廃プラスチック類③紙くず④木くず⑤繊維くず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
余白

## 3. 許可の条件

余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年5月25日 (当初許可)

令和2年5月25日 (更新許可)

令和2年12月28日 (変更許可)

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下 余白

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 03807101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者である  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許 可 の 年 月 日

令和 2年 6月11日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 7年 6月10日

### 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含ます。）

(産業廃棄物の種類)

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

以上3種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 該当事項なし

### 3. 許可の条件

該当事項なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 6月11日（当 初 許 可）

令和 2年 6月11日（更 新 許 可）

### 5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無



## 様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 03900101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

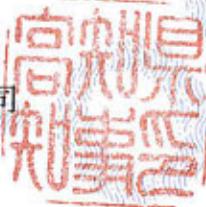
住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和2年7月2日

許可の有効年月日 令和7年5月6日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬（積替え又は保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず（\*2を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
（\*2含む。） 以下余白

## ※取り扱う産業廃棄物の種類

\*1：石綿含有産業廃棄物、\*2：水銀使用製品産業廃棄物、\*3：水銀含有ばいじん等については、  
（…を含む。）の記載のない場合は含まない。2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う  
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

## 3. 許可の条件

な し

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 5月7日 新規許可

令和 2年 7月2日 更新許可

## 5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有  
以下余白

許可番号 04000101826

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許 可 の 年 月 日 令和 2年 4月 21日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7年 4月 20日

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）  
積替え、保管を含まない。  
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）以上8品目 以下余白
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし
- 許可の条件なし
- 許可の更新又は変更の状況なし
- 積替え許可の有無 有・ 無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)  
市名 許可番号  
以下余白
- 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 4年 1月 7日

許可の有効年月日

令和 9年 1月 6日

## 1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上9種類（積替え・保管行為を含まない。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う

産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所名 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2  
株式会社テルスター  
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和4年(2022年)1月13日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)1月12日

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○:取り扱うもの ◎:積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破碎物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
汚泥	—	—	—	○	—
廃油	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	—	—	○	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—	—	○	—
がれき類	—	—	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和4年(2022年)1月13日付で新規許可

## 5. 積替え許可の有無 「無」

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考